

松浦市立福島診療所認知症グループホームふくしん

重要事項説明書 ((介護予防) 認知症対応型共同生活介護用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	松浦市立福島診療所認知症グループホームふくしん
代表者氏名	開設者 荒木勝之
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	松浦市福島町塩浜免 2944 番地 21 福島診療所事務室 TEL:0955-47-2003 FAX:0955-47-2146
法人設立年月日	令和6年11月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	松浦市立福島診療所認知症グループホームふくしん
介護保険指定 事業所番号	4290800095
事業所所在地	松浦市福島町塩浜免 2944 番地 21

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症介護サービス」という。）を提供することにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。
運営の方針	事業の運営に当たっては、要介護者又は要支援者であって認知症を有する高齢者の共同生活において、家庭的な環境の下で利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身及び生活機能の維持並びに向上に努めるものとする。

(3) 事業所の施設概要

建築	鉄筋コンクリート 2階建て 内 2階のみ	2,014.56 m ² 内 578.90 m ²
ユニット数	1 ユニット	

<主な設備等>

面積	578.90 m ²
居室数	1 ユニット 9 室 1 部屋につき 21.4 m ² : 1 部屋・15.58 m ² : 8 部屋

食 堂	85.80 m ²
台 所	1ユニットにつき1箇所
居 間 (共同生活室)	85.80 m ² (食堂と共用)
ト イ レ	1ユニットにつき5箇所
浴 室	7.90 m ² (脱衣所含む)
スタッフルーム	18.45 m ²

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24 時間体制
日中時間帯	7 時～19 時
利用定員内訳	9 名・1 ユニット

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 山田さおり
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。 	常 勤 1 名
計画作成担当者	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。 	1 名 看護師兼務
介護従業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。 	5 名以上 診療部門兼務 看護師 1 名以上 介護福祉士 3 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 2 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	<p>介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。</p>
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。

	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 医師による週 1 回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費・短期利用共同生活介護費》

・共同生活住居数が1

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
Ⅰ	要介護1	765	7,650円	765円	1,530円	2,295円
	要介護2	801	8,010円	801円	1,602円	2,403円
	要介護3	824	8,240円	824円	1,648円	2,472円
	要介護4	841	8,410円	841円	1,682円	2,523円
	要介護5	859	8,590円	859円	1,718円	2,577円

					円	円
--	--	--	--	--	---	---

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期利用 I	要介護1	793	7,930円	793円	1,586円	2,379円
	要介護2	829	8,290円	829円	1,658円	2,487円
	要介護3	854	8,540円	854円	1,708円	2,562円
	要介護4	870	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	要介護5	887	8,870円	887円	1,774円	2,661円

《介護予防認知症対応型共同生活介護費・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費》
・共同生活住居数が1

サービス提供時間 事業所区分		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
I		761	7,610円	761円	1,522円	2,283円

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
I(短期利用)		789	7,890円	789円	1,578円	2,367円

(3)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,000円	200円	400円	600円	1日につき(7日を限度) (短期利用の場合のみ)
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200円	120円	240円	360円	1日につき
看取り介護加算★	72	720円	72円	144円 216	円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,440円	144円	288円	432円	死亡日以前4日以上30日以下

	680	6,800円	680円	1,360円	2,040円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円	死亡日
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	1日につき
協力医療機関連携加算	100	1,000円	100円	200円	300円	1月につき
協力医療機関連携加算	40	400円	40円	80円	120円	1月につき
医療連携体制加算(Ⅰ)イ★	57	570円	57円	114円	171円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)ロ★	47	470円	47円	94円	141円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ★	37	370円	37円	74円	111円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	1日につき
退居時情報提供加算	250	2,500円	250円	500円	750円	
退居時相談援助加算	400	4,000円	400円	800円	1,200円	1回につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30円	3円	6円	9円	1日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	40円	4円	8円	12円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,000円	100円	200円	300円	3月に1回を限度として1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000円	200円	400円	600円	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	200円	20円	40円	60円	1回につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	100円	10円	20円	30円	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (福祉士70%以上)	22	220円	22円	44円	66円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (福祉士60%以上)	18	180円	18円	36円	54円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (福祉士50%以上)	6	60円	6円	12円	18円	

※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はありません。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

※ 初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。

※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合は場合に算定します。

※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。

※ 退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。

※ 退居時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必

要な情報を提供した場合に算定します。

- ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、訪問リハビリテーション事業所等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成担当者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。

(4)その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

①家賃	月額 36,000 円 (1日当たり 1,200 円)
②敷金等	ありません
	利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を頂く場合があります。
③食費	3食 1,000 円/日
④管理費	月額 15,000 円 (1日当たり 500 円)
	光熱水費、共用施設の維持管理費、消耗品等
⑤理美容費	実費
⑥その他	実費相当額
	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
	・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等

- (1)器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

<p>【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)</p>	<p>医療機関名：松浦市立福島診療所 所在地：松浦市福島町塩浜免 2944-21 電話番号：0955-47-2003 FAX 番号：0955-47-2146 受付時間：8時30分～17時15分(土日祝は休み) 診療科：内科・外科</p>
<p>【主治医】</p>	<p>医療機関名松浦市立福島診療所 氏名：松永元里 電話番号：0955-47-2003</p>
<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<p>氏名： 続柄) 住所： 電話番号： 携帯電話： 勤務先：</p>

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 松浦市役所 長寿介護課 介護保険係	所在地：松浦方志佐町里免 365 電話番号：0956-72-1111（内線 154） ファックス番号：0956-73-0022（直通） 受付時間：8時30分～17時15分（土日祝は休み）
--	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会
	保 険 名	居宅事業者賠償責任保険
	補償の概要	賠償責任（身体・財物）200,000 千円
自動車保険	保険会社名	市有物件災害共済会
	保 険 名	自動車損害共済
	補償の概要	対人：無制限、対物：1,000 千円

10 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（管理者・荒木勝之）

- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回 9 月・3 月）

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・相談及び苦情に対する常設の窓口として、担当者を置いている。

- ・また、担当者が不在の時は、基本的な事項については職員全員が対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぎを行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地：松浦市福島町塩浜免 2944-21 電話番号：0955-47-2003 ファックス番号：0955-47-2146 受付時間：8時30分～17時15分(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 松浦市役所 長寿介護課 介護保険係	所在地：松浦方志佐町里免 365 電話番号：0956-72-1111(内線154) ファックス番号：0956-73-0022(直通) 受付時間：8時30分～17時15分(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 長崎県国民健康保険団体連合会	所在地：長崎市今博多町 8-2 電話番号：095-826-7293 受付時間：9時～17時(土日祝は休み)

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

13 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、松浦市立福島診療所掲示板において公開しています

14 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との
--------------------------	--

	雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

15 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	主任・久家麻衣子
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

16 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

17 重度化対応について

重度化対応については、「グループホームにおける重度化対応に関する指針」に基づき行います。介護方法、治療等についてご本人の意思並びにご家族の意向を最大限に尊重し、対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に確認を取りながら、多職種協働によりご本人及びその家族への継続的支援を図ります。

18 看取り介護について

看取り介護については、入所された方々の人間の尊厳が守られ、当たり前前の生活、自立した生活が過ごせるようサービスを提供するとともに、入所者またはご家族の意志・意向を尊重しながら入所者のご家族及び施設の三者が共同し、生きてきて良かったといえる人生を過ごして頂けるよう生活を支援することに努めます。

19 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

20 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（運営検討員会）を定期的に開催します。

21 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

22 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

（1）利用料、利用者負担額の目安

（介護保険を適用する場合）

《認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護》

基本 利用料	介護 保険 運用 の有 無	サービス内容					利用料	負 担 額 利 用 者
		初 期 加 算	関 連 携 加 算 協 力 医 療 機	制 加 算 （ 二 ） 医 療 連 携 体				
								10%負担
要 介 護 Ⅰ	765	30	100	57		9,520円	952円	
1月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額						285,600円	28,560円	

《介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護》

基本 利用料	介護 保険 運用 の有 無	サービス内容					利用料	負 担 額 利 用 者
		初 期 加 算	関 連 携 加 算 協 力 医 療 機	制 加 算 （ 二 ） 医 療 連 携 体				
								10%負担
要 支 援 Ⅱ	76 Ⅰ	30	100	57		9,480円	948円	
1月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額						284,400円	28,440円	

その他の費用

① 家賃	重要事項説明書 3(4)－①記載のとおりです。
② 敷金	重要事項説明書 3(4)－②記載のとおりです。
③ 食費	重要事項説明書 3(4)－③記載のとおりです。
④ 光熱水費	重要事項説明書 3(4)－④記載のとおりです。
⑤ 理美容費	重要事項説明書 3(4)－⑤記載のとおりです。
⑥ その他	重要事項説明書 3(4)－⑥記載のとおりです。

(2) 1月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

事業者	所在地	松浦市志佐町里免 365
	法人名	松浦市
	代表者名	松浦市長 友田吉泰
	事業所名・代表者名	松浦市立福島診療所認知症グループホームふくしん 開設者 荒木勝之
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

